

我が国による尖閣諸島の領土編入過程(1885年～1895年)

(要旨)

尖閣諸島は、1885年以降、政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認の上、1895年1月14日、現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行い正式に我が国の領土に編入したものです。

この行為は、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致しています。

令和3年2月

内閣官房領土・主権対策企画調整室

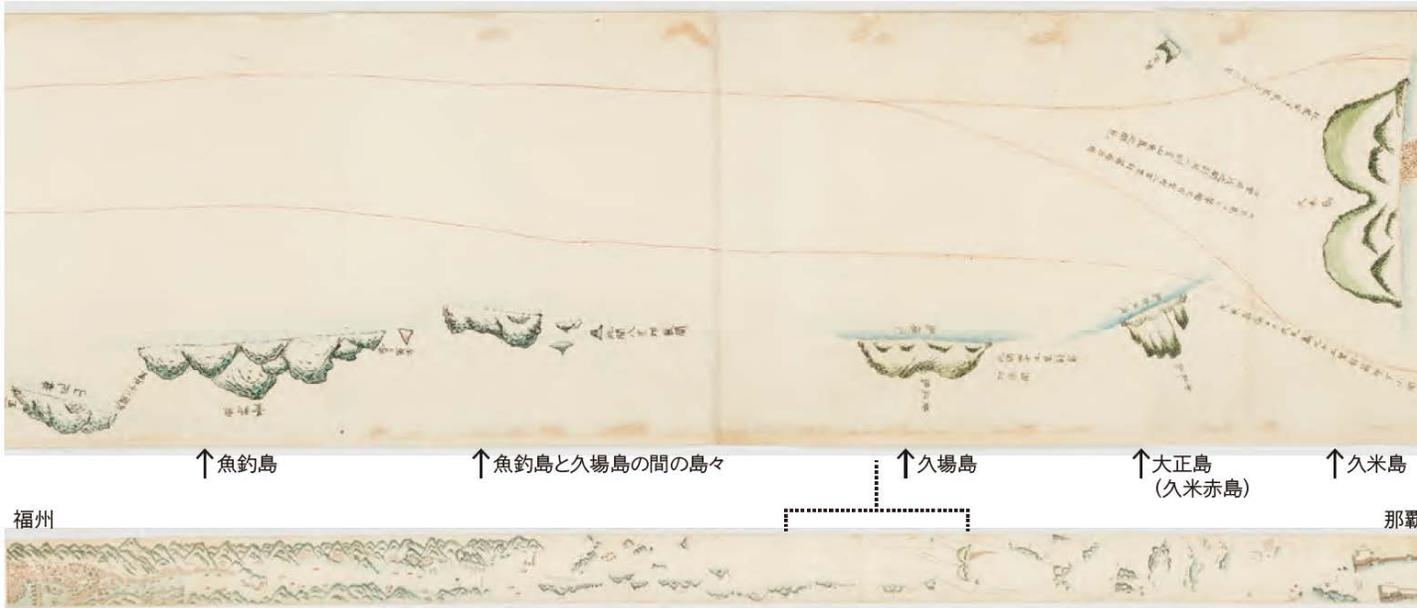
1 尖閣諸島：19世紀後半まで

19世紀後半まで、尖閣諸島は、どの国にも属さない琉球周辺の無人島でした。

ただし、琉球では、尖閣諸島は東シナ海を行き来する船に航路標識として利用され、様々な資料や絵図（**図1**）に描かれるなど、古くから知られる存在でした。1795年に琉球国の人間が望見したとの記録（**参考資料1**）が、1819年頃には琉球の有力な士族が上陸したと思われる記録（**参考資料2**）があります。

図1 「^{とびん}渡閩航海図」

琉球国那覇港と中国福州港の間の航路が描かれた琉球国の巻物（作成年代不詳）。



魚釣島と久場島の間には、5つ島が描かれている。それぞれが尖閣諸島のどの島々を指すのかは不明であるが、**実際の島の数と一致する**。尖閣諸島について、琉球人が具体的な知識を獲得していたことが分かる。

所蔵：沖縄県立博物館・美術館

2 尖閣諸島：沖縄県による調査（1885（明治18）年）

1885年4月の巨文島事件など列強の東アジアへの進出を背景に、日本政府は周辺離島の監視を強化する方針を打ち出します（参考資料3）。

そして、内務省は、沖縄周辺の北大東島・南大東島及び尖閣諸島に対して調査を行うよう沖縄県に内命します（北大東島・南大東島については、同年8月～9月に実地調査し、国標建設。）。

同年10月、沖縄県が上陸調査を行い中央政府に報告します（図2）。政府は当時の国際情勢等を踏まえ、この時は調査にとどめ、国標建設は行わない方針としました（参考資料4～5）。



※1 清仏戦争
1883年から1885年にかけて、ベトナムの宗主権を巡って清仏間で勃発した戦争。仏軍は台湾にも上陸し、戦闘が行われた。

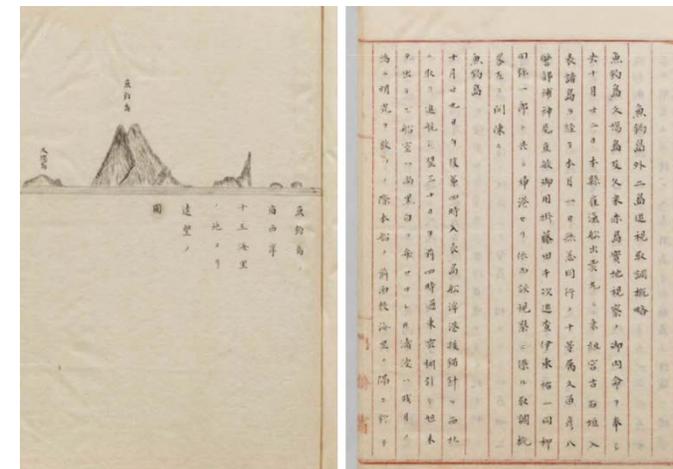
※2 巨文島事件
1885年4月、英露が対立し朝鮮南部の離島である巨文島を英国海軍が占領した事件。

図2 魚釣島外二島巡視取調概略(1885年11月4日)

沖縄県職員石澤兵吾による尖閣諸島現地調査の報告書。

(概要)

1885年10月29日～11月1日の沖縄県による尖閣諸島現地調査の際に報告された、沖縄県職員石澤兵吾による尖閣諸島現地調査復命書（写）。石澤以下調査団6名は魚釣島に上陸、同島の地勢及び開拓の可否（島の植生・生息する動物等）を調べ、特に島の地質とアホウドリの群生する様子を詳述し、岩石数点とアホウドリ数十羽（附卵数百個）を沖縄県庁に持ち帰った。魚釣島を出帆後、久場島を船上より望見、大正島（久米赤島）は暗夜の為確認できなかったことを報告した。



所蔵：
国立公文書館

3 尖閣諸島：水産事業者の進出と管理の試行（1889年～1891（明治22～24）年）

尖閣諸島には、1889年ごろから漁業者の進出が活発になってきました。1889年の八重山島役所の報告では、尖閣諸島に渡航している沖縄漁業関係者が総計78人に及んでいることが記載されています（参考資料6）。

これを踏まえ、八重山島役所は、沖縄県知事に対して尖閣諸島を同役所の所轄に編入したい旨を伺います。1890年1月、これを受け、沖縄県知事は水産事業者取締りを理由に、尖閣諸島の八重山島役所への所轄編入を内務省に上申しました（参考資料7）。しかし、中央政府からの回答は今のところ見つかりません。

1891年12月、沖縄県は、尖閣諸島を八重山警察署の管轄に仮編入します（図3）。

**図3 沖縄県警察統計表 明治24年
（1891年12月11日）（訓令の日付）**

沖縄県知事は、尖閣諸島を暫定的に八重山警察署の所轄に編入。

（概要）

沖縄県警察部が編纂した同県警に関する年次報告書のうち、1891年度（明治24年度）の報告書。同年12月に、阿根久場島（尖閣諸島）を暫定的に八重山島警察署の所轄として取り扱うよう、沖縄県知事から同署に対して訓令が出されたことが記されている。

第二 警察 區 畫	
署 名	所 在 地
那覇警察署	那覇
糸満分署	糸満
水戸警察署	水戸
首里警察署	首里
八重山警察署	八重山
阿根久場島警察署	阿根久場島

十二月十一日	警 告 建 第五號ヲ以テ 巡 査 勤 怠 調 査 法ヲ定メ 各 署ノ 取 扱ヲ一定ス
全 月 全 日	訓 令 第四六號ヲ以テ 下 大 東 島ノ 警 察 所 轄ヲ 假リニ 那 覇 警 察 署ニ 付ス
全 月 全 日	訓 令 第四七號ヲ以テ 阿 根 久 場 島ノ 警 察 所 轄ヲ 假リニ 八 重 山 島 警 察 署ニ 付ス
全 月 十 四 日	警 告 建 第六號ヲ以テ 警 察 事 務 表ヲ 改 正シ 廿 五 年 一 月 日ヨリ 實 施ス
全 月 十 六 日	警 告 建 第七號ヲ以テ 巡 査 勤 怠 調 査 法 中ニ 剛 強ヲ 加フ
全 月 廿 五 日	本 縣 警 務 長 小 松 川 隆 奈 瓦 縣 警 務 長ニ 轉シ 從 七 位 竹 下 康 之 本 縣 警 務 長ニ 任 ス

↑ 該当部分

所蔵：国立公文書館

4 尖閣諸島：領土編入（1893年～1895(明治26～28)年)

尖閣諸島への水産事業者の出漁はますます活発になります（参考資料8）。

当時、尖閣諸島への出漁は危険な行為でした。実際、嵐に遭遇して行方不明になったり（参考資料9）、清国に流れ着いて救助されて外交ルートを通じて日本に送還されたりしました。この時清国の役人は、救助された日本人が尖閣諸島への出漁を試みたことを認識していましたが、特に問題視していません。（図4）。

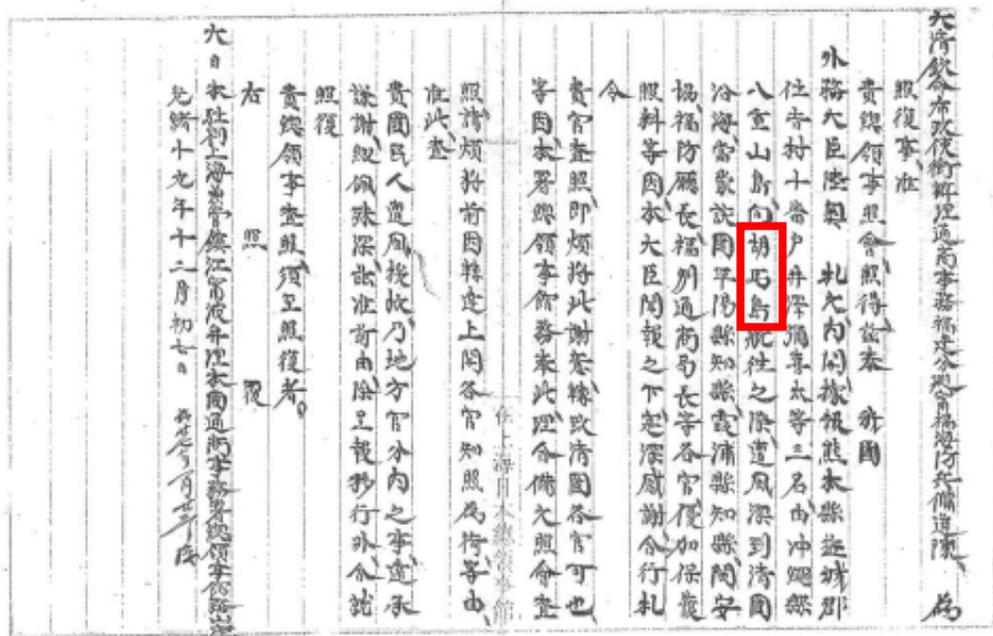
1893年11月、沖縄県知事は、漁業者取締りを理由に、改めて標杭建設と尖閣諸島の沖縄県への所轄編入を内務省及び外務省に上申しました（参考資料10）。

1895年1月、政府は、沖縄県からの上申を受け、漁業者取締りの必要性から、尖閣諸島（魚釣島、久場島）に標杭建設を認め、沖縄県所轄とすることが閣議決定されました（図5）。

これにより、日本政府は、尖閣諸島を正式に領土に編入しました。

図4 外務省外交史料館所蔵『熊本県民井澤弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件 明治二十六年』所収「別紙 [右照覆]」(著：大清欽命布政使銜辦理通商事務福建分巡寧福海防兵備道陳) (1894年1月13日)

清国政府が、日本人の尖閣諸島への出漁を問題視していないことがわかる外交文書。



所蔵：外務省外交史料館

(概要)

尖閣諸島で漁をしようと石垣島を出帆した熊本県人井澤弥喜太ら3名は、嵐により遭難。清国に漂着してから同国地方官らによって保護・取り調べを受け、外交ルートを通して日本に無事送還された。

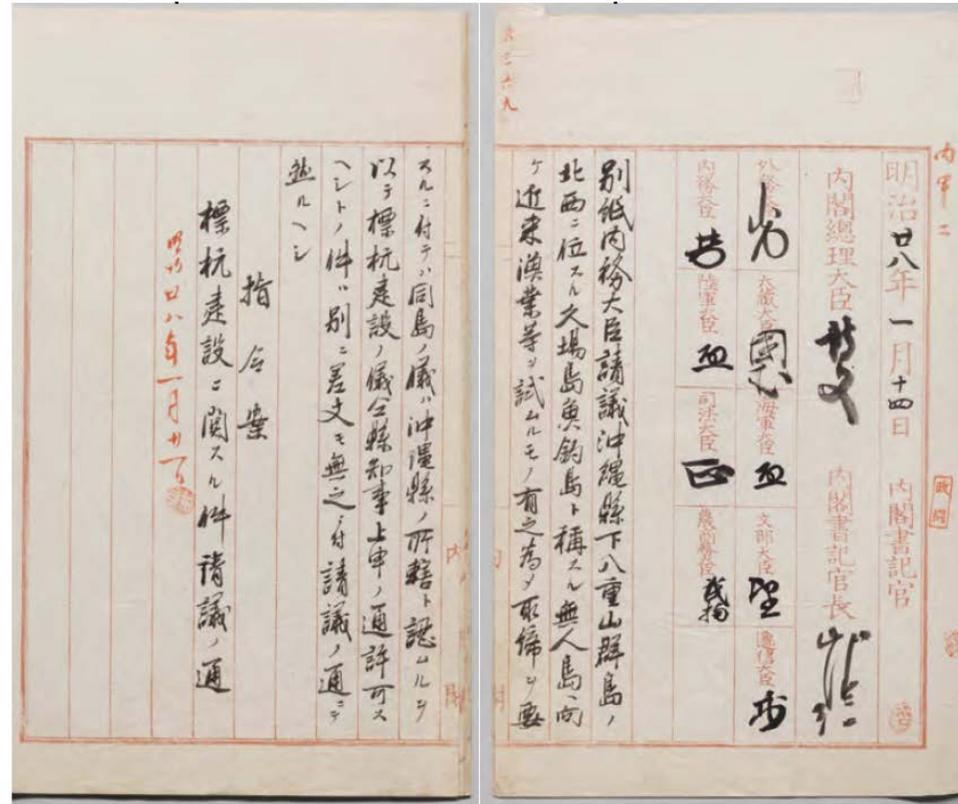
日本外務大臣の命を受け、清国側の関係者には在上海日本総領事館が感謝の意を表すことになった。本資料は、清国地方官の陳氏が在上海日本総領事館の発出した感謝状を受け取り、謝意を関係者に伝達した旨を、光緒19年12月7日(1894年1月13日)付の書簡で在上海日本総領事館に回答[右照覆]したことを記録している。

本文中には在上海日本総領事館の発出した感謝状の内容がそのまま引用され、井澤らが「八重山島」から「胡馬島」(尖閣諸島)に向かった際に、暴風に遭遇し「清国沿海」に漂着したことが記されている。

井澤らが「胡馬島」を目的地として航行したことを清国側では誰も問題視せず、そのまま日本側の感謝状を受理し、関係諸官に伝達したことがわかる。

**図5 閣議決定 指令案 標杭建設ニ関スル件請議ノ通
(1895年1月14日) (閣議決定)
(1895年1月21日) (沖縄県への指令案)**

尖閣諸島の沖縄県所轄と標杭建設を閣議決定。



所蔵: 国立公文書館

(概要)

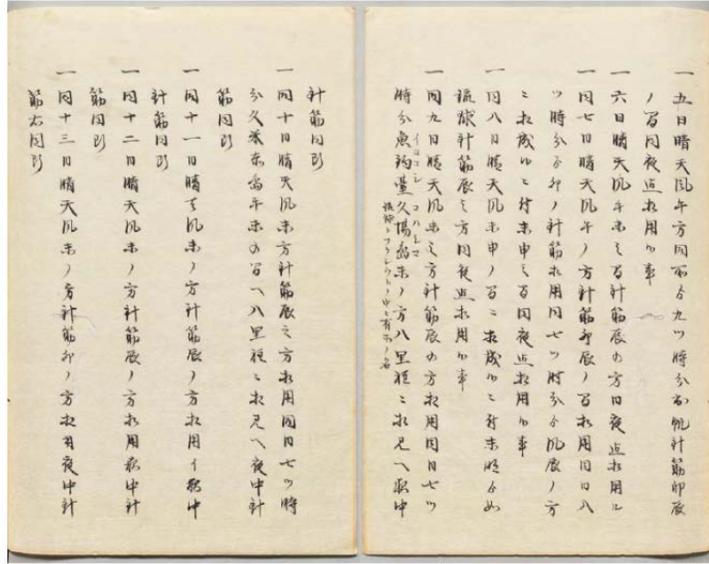
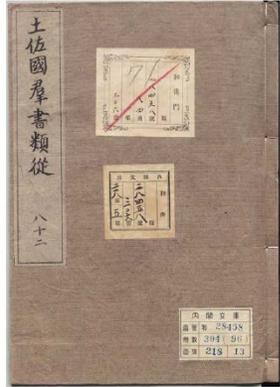
尖閣諸島の沖縄県への所轄編入を許可する閣議決定内容（1895年1月14日付）及び同県への指令案（1895年1月21日付）が記載されている。

閣議決定の文面には、久場島、魚釣島と称する無人島で漁業を試みる者があり、その取締の必要性があることから、沖縄県知事からの上申のとおりに、沖縄県所轄と認め標杭の建設を許可するとある。

參考資料

参考資料1 下田日記

1795年、尖閣諸島の島名が記載された江戸時代の琉球人の漂流記録。



所蔵：国立公文書館

(現代語訳)

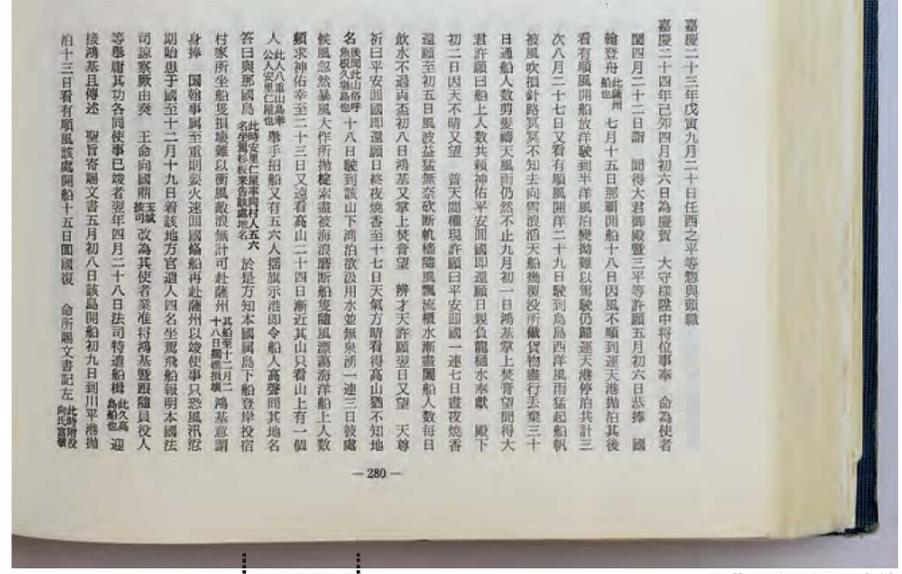
一 (略) 同日七ツ (午後4時) 頃、魚釣台久場島 (イヨコシコハシマ (注1) 琉球と福州の中に有る所ノ名) が未 (南西) 方向の八里程先に見えた。

一 (略) 同日七ツ (午後4時) 頃に、久米赤島が午未 (南方) の間8里程先に見えた。

(注1) 魚釣台久場島に「イヨコシコハシマ」とルビがあるが、東京大学史料編纂所所蔵の写本では、「イヨコンコハシマ」とルビがあり、そちらが正しいと思われる。

参考資料2 向姓具志川家家譜 十二世諱鴻基

1819年頃、琉球の有力な士族が上陸したと思われる記録。



所蔵：沖縄県立図書館

(概要)

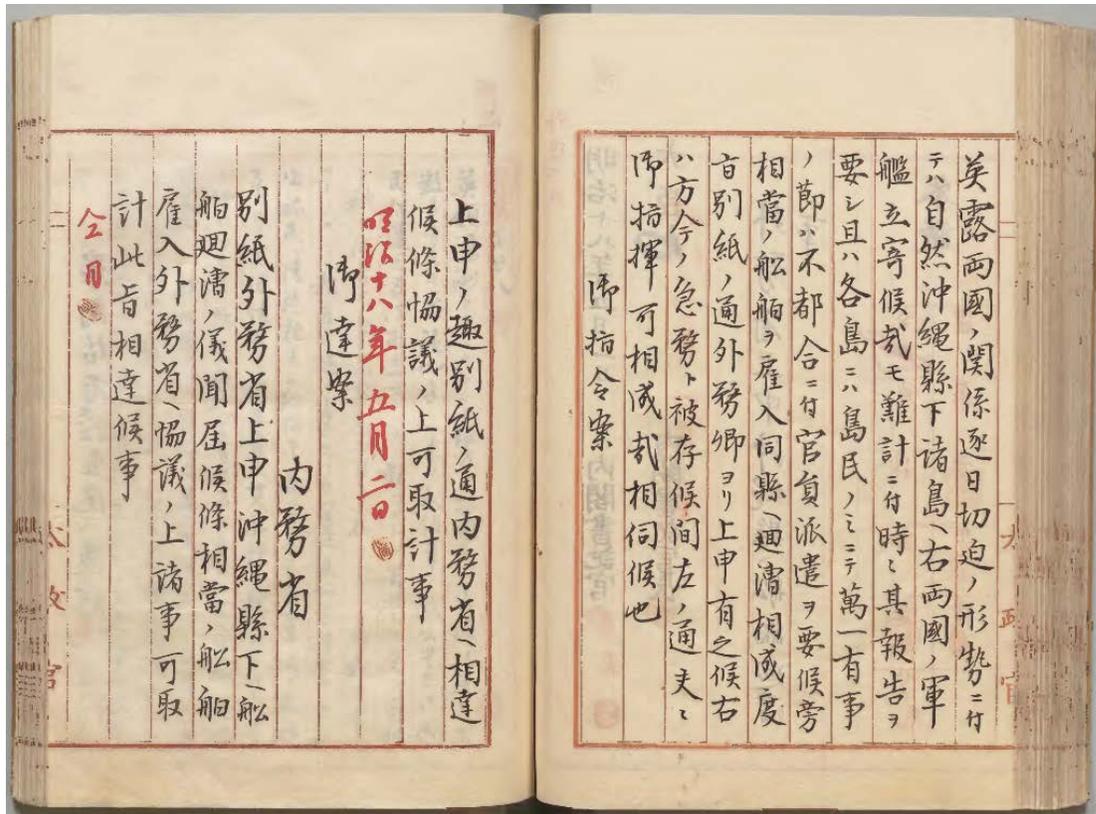
琉球王国時代に有力な士族であった向鴻基 (今帰仁朝英) 系図家譜で、翻刻されて『那覇市史資料篇第1巻7』に収録されたもの。

1819年 (推定)、向鴻基が用務で薩摩 (鹿児島) に出張した際に嵐にあって「魚根久場島」に漂着したことについて記述がある。

この資料の該当部分の記述の中で、一行が、嵐がおさまり漂着した島に停泊し、用水を汲もうとしたが湧水は無かった (おそらく上陸したのが南側斜面だったため) 旨の記載があり、この島に上陸したことが窺われる。

参考資料3 外務省上申沖縄県下へ船舶廻漕ノ件
(1885年5月2日)

巨文島事件を受け政府内で沖縄県下諸島への官員と船舶の派遣を議論。



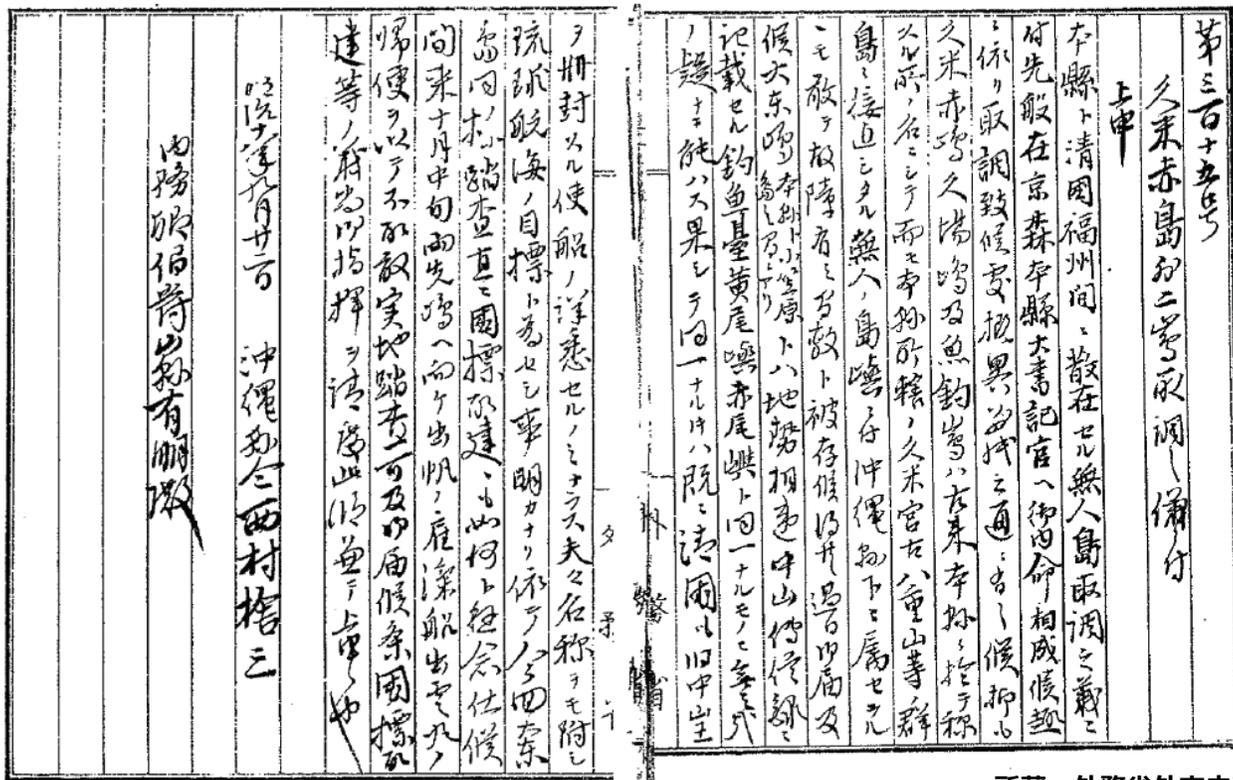
所蔵：国立公文書館

(概要)

外務省が、巨文島事件を受けて英露関係が切迫し、沖縄県下諸島へ両国の軍艦が立ち寄る可能性があり、その場合各島島民だけでは万が一有事の際には、不都合であり、官員を派遣するとともに相当の船舶を雇い入れて沖縄県に派遣することを太政官に上申。太政官は同上申を受けて内務省に対し外務省と協議の上諸事取り計らうよう申し渡し。

参考資料4 久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申
(1885年9月22日)

西村沖縄県知事が、山縣内務卿に国標建設についての指示を要請。



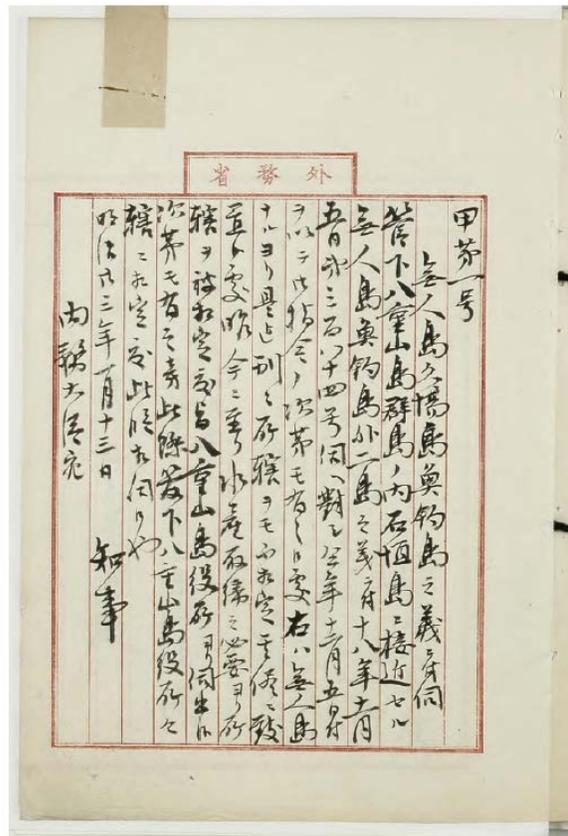
所蔵：外務省外交史料館

(概要)

東京滞在中の森沖縄県大書記官に（内務省から）内命のあった島々の取り調べの件について、これらの島々が久米島・宮古島・八重山諸島に近接する無人島であり、沖縄県に属するものの、清国の中山伝信録（冊封史録）に釣魚台・黄尾嶼・赤尾嶼と記載されている島々が同一の島々である可能性があり、同一であれば冊封使が航海上の目標にしてきたものであると報告し、10月中旬に出雲丸（北大東島・南大東島及び尖閣諸島の調査等のために沖縄県が雇いあげた船）を派遣するが、国標を建設するにあたっての指揮を願いたいとしている。

参考資料7 甲第一号 無人島久場島魚釣島之義二付伺 (1890年1月13日)

沖縄県知事は、内務大臣に対し尖閣諸島の所轄編入を上申。



所蔵:外務省外交史料館

(概要)

1890年、丸岡沖縄県知事から内務大臣に提出された伺書(写)。尖閣諸島はこれまで無人島のためその所轄も確定していなかったが、近年(漁業を営むものが現れ)水産取締の必要が出たため、八重山島(石垣市)の役所から同役所の所轄と定めた旨申し出が来ていることを報告し、その上で沖縄県としても尖閣諸島を八重山諸島の管轄に定めた旨を伺っている。

参考資料8 奄美大島島司が沖縄県知事に尖閣諸島で漁業を試みる集団を紹介する書簡 (1893年8月29日)

沖縄県知事に尖閣諸島で漁業に従事しようという集団の「御引立」を求める書簡。



所蔵:那覇市歴史博物館

(概要)

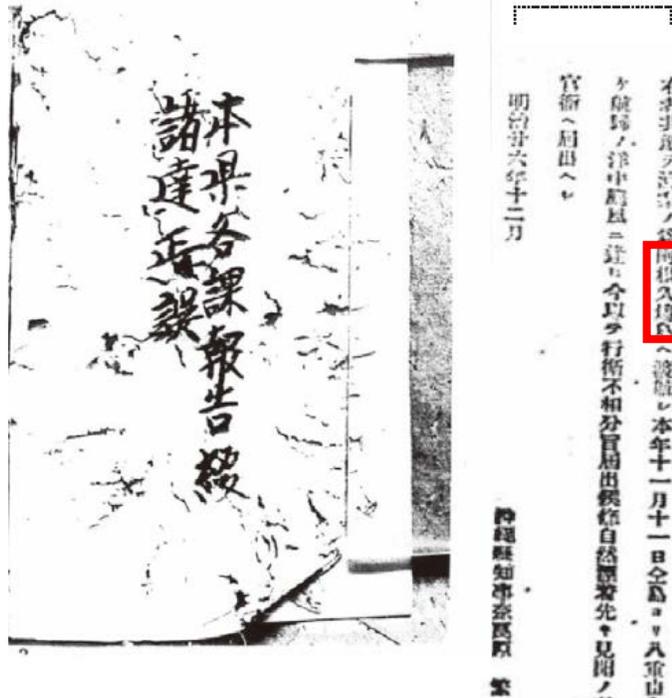
1893年8月29日に、大海原尚義(鹿児島県大島島司)が、沖縄県知事である奈良原繁にあてた書簡。熊本土族である野田正及び原田嘉久次率いる漁業者集団「凶南軍」の紹介状。

沖縄県を訪問する野田、原田両人は、コバ島(尖閣諸島)で漁業を行う目的であること、彼らは「信用アル組合」で、大島島庁でも懇意にしていることを述べ、沖縄県庁でも「御引立」をお願いしたいと記している。

この時期の野田、原田の尖閣諸島への出漁は、『南島探験』『読売新聞』『九州日日新聞』などにも記録されている。

参考資料9 沖縄県告示第四十四号 [阿根久場島渡航漁業者行方不明の件] (1893年12月)

沖縄県知事が、尖閣諸島に出漁した漁業者が行方不明になった件について対応していることがわかる告示。



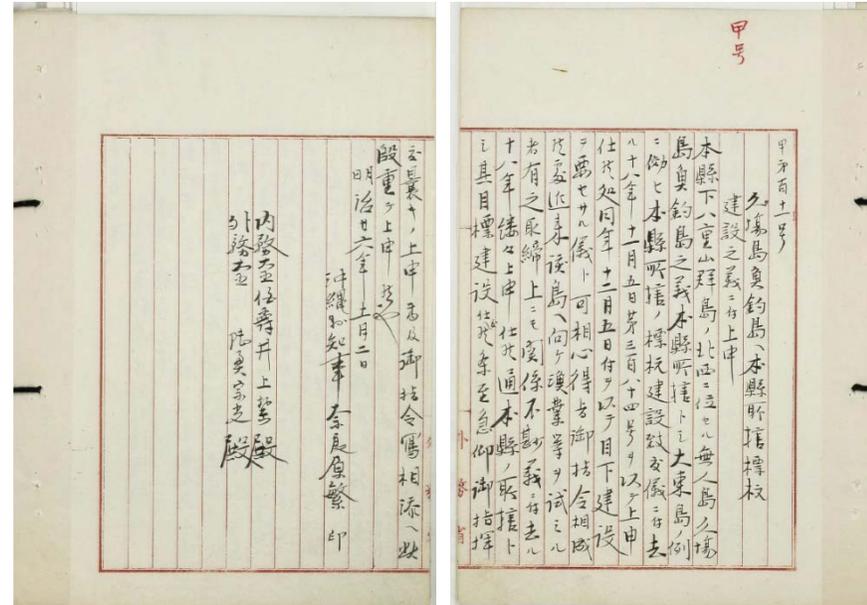
所蔵：石垣市立図書館

(概要)

1893年に八重山諸島竹富島に寄留していた漁業者3人が「阿根久場島」(尖閣諸島)に出漁渡島したが、同年11月石垣島に帰港途中台風に遭遇し行方不明になったこと、漁業者たちを発見した場合最寄りの役所に届け出ることを沖縄県知事名で告示している。

参考資料10 甲第百十一号 久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義二付上申(1893年11月2日)

沖縄県が尖閣諸島の沖縄県所轄と標杭建設を改めて上申。



所蔵：外務省外交史料館

(概要)

井上馨内務大臣及び陸奥宗光外務大臣に対し、尖閣諸島の沖縄県所轄と標杭建設を求める奈良原繁沖縄県知事の上申書。概要は以下のとおり。

沖縄県下八重山群島の北西にある無人島久場島魚釣島について本県の所轄とし、大東島の例にならって沖縄県所轄の標杭を建設することについて、明治18年12月に目下建設の必要はない旨の指令をいただいた。

しかし、最近、この島へ向けて漁業を試みるものがあり、取り締まりの関係が少なからずあるので、本県所轄とし目標建設をすることについて至急ご指揮いただきたく上申する。